

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区長 殿

申請日	令和●●年 ●●月 ●●日
-----	---------------

文京区ベビーシッター利用料助成金交付申請書 兼 口座振替依頼書

申請者 (保護者)

住所	文京区春日 1-16-21 ●●ハイツ 501
氏名	文京 太郎
電話番号	03-5803-●●●●
メール	bunkyo@●●.●●.jp

文京区ベビーシッター利用料助成金交付要綱第6条の規定により、以下のとおり申請します。
 なお、申請に当たり、区が申請内容を確認するため、利用したベビーシッター事業者等へ照会することに同意いたします。また、交付決定された場合には、以下の口座に振り込んでください。

必ずチェック

1 対象児童 ※ 対象児童が4名以上の場合は、分割して申請書を記入すること。

フリガナ	ブンキョウ ハナコ	生年 月日	令和●●年 ●●月 ●●日	該当 区分	<input type="checkbox"/> ①障害児 <input type="checkbox"/> ②ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> ③多胎児 <input checked="" type="checkbox"/> ④上記以外
児童氏名	文京 花子				
フリガナ	ブンキョウ イチロウ	生年 月日	令和●●年 ●●月 ●●日	該当 区分	<input type="checkbox"/> ①障害児 <input type="checkbox"/> ②ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> ③多胎児 <input checked="" type="checkbox"/> ④上記以外
児童氏名	文京 一郎				
フリガナ	ブンキョウ ジロウ	生年 月日	令和●●年 ●●月 ●●日	該当 区分	<input checked="" type="checkbox"/> ①障害児 <input type="checkbox"/> ②ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> ③多胎児 <input type="checkbox"/> ④上記以外
児童氏名	文京 次郎				

※1 該当する区分にチェックを記入してください。

(参考) 障害児・ひとり親家庭の確認書類について【今年度初回申請の方は以下の書類の添付が必要です】

- 【障害児のお子さま】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・通所受給者証の写しなど
- 【ひとり親家庭のお子さま】戸籍謄本の写しなど

*0歳~6歳までの未就学児の方で、今回の申請時間が年度合計144時間を超えない場合は、確認書類の提出が不要となります。その場合は、上記以外にチェックをつけてください。

ただし、事実発生日の属する月において、既に144時間を超えていた場合は、年度内の利用はできませんのでご注意ください。

※6 年度途中で該当区分②に該当しなくなった場合は、5 自由記載欄に事実発生日を
 申出なく144時間を超過する可能性があります。

「1時間未満を切り捨てた
 申請時間数の合計」

「割引後の保育利用料の合計」と
 「申請時間×助成上限金額」を
 比較して、少ない方の額

2 申請内容 ※ 別記様式第2号を記入し、併せて提出してください。

申請時間	10 時間	申請額	27,100 円
------	-------	-----	----------

3 振込先の口座 ※ 申請者以外の口座の場合は、変更すること。

金融機関	●●	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 信用金庫	●●	<input type="checkbox"/> 本					
	金融機関コード	●	●	●	●	<input checked="" type="checkbox"/> 支店				
振込口座	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号	●	●	●	●	●	●
	口座名義	フリガナ	ブンキョウ タロウ							
		氏名	文京 太郎							

4 申請内容の確認

申請に当たり、次の事項を全て満たしていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
-------------------------	--	------------------------------

(1) 【対象児童が未就学児の場合】

未就学児一人に対してベビーシッター一人による保育でした。または、保護者とベビーシッターが共同保育を行いました。

【対象児童が小学生の病児又は病後児の場合】

病中又は病後回復期の児童に対して保育を

(2) 添付した領収書は、他の制度による助成申請

(3) こども家庭庁が定める「ベビーシッターなど

不足書類がある場合は記載してください。

記載いただいた書類については、不足書類提出締切日までに提出をお願いします。

年度途中で該当区分①・②に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日付を記載してください。

5 自由記載欄 ※ 不足書類等がある場合は、

※ 年度途中で1 該当区分の

不足書類:令和●年●月●日領収書

該当区分②に該当しなくなった日付:令和●年●月●日

必ずチェック

別表 ※ 対象児童ごとに作成すること。

四半期（受付締切日）	<input checked="" type="checkbox"/> 令和8年 4～ 6月分	（令和8年 7月31日（金））
	<input type="checkbox"/> 令和8年 7～ 9月分	（令和8年11月 2日（月））
	<input type="checkbox"/> 令和8年10～12月分	（令和9年 2月 1日（月））
	<input type="checkbox"/> 令和9年 1～ 3月分	（令和9年 4月 9日（金））

助成上限金額 7～22時 1時間 2,500円（22～翌7時 3,500円）

※ 年度内に転入した方で、転入前の自治体で同助成を受けていた場合、助成上限時間から前自治体で交付を受けた時間を差し引いた時間が文京区での上限時間となります。前自治体から発行された交付決定通知書等で交付時間数を確認の上、ご申請ください。

合計（申請時間・申請額）		申請時間→ 10 時間 ※1時間未満は切り捨て	申請額→ 27,100 円 (A)保育料の計 - (B)クーポン等の計)	
利用日	利用時間帯（24時間表記）	利用時間数	(A)保育料※1 （割引前）	(B)クーポン等の 割引※2
4月1日	10:00～11:30	1時間30分	3,500円	200円
4月2日	10:00～11:30	1時間30分	3,500円	200円
4月3日	10:00～11:30	1時間30分	3,500円	200円
5月1日	21:00～23:00	2時間0分	6,000円	円
5月2日	21:00～23:15	2時間15分	6,750円	円
6月1日	6:45～8:15	1時間30分	4,450円	円

（参考）申請時間と申請額の書き方について

- 申請時間には、「1時間未満を切り捨てた申請時間数の合計」をお書きください。
記入例の場合は、10時間15分の15分を切り捨てた、10時間です。
 - 申請額には、「クーポン等を割引いた後の保育利用料の合計」と「申請時間×助成上限金額」を比較して、少ない方の額をお書きください。
助成上限金額は、7時～22時 1時間 2,500円（22時～翌7時 1時間 3,500円）です。
記入例の場合は、27,100円と28,000円を比較して、27,100円です。
- | | | | |
|--------------------------|--------|------------|-----------------|
| 7時～22時 | 7時間45分 | （申請時間）7時間 | （助成上限金額）2,500円 |
| 22時～翌7時 | 2時間30分 | （申請時間）2時間 | （助成上限金額）3,500円 |
| *22時～翌7時の端数が30分以上のため 残りの | | （申請時間）1時間 | （助成上限金額）3,500円 |
| | | （申請時間）10時間 | （助成上限金額）28,000円 |

*各利用区分の端数を合算するときの助成上限金額について

7時～22時の利用と22時～翌7時の利用のそれぞれに1時間に満たない利用時間があり、これを合算すると1時間を超えるとき、
22時～翌7時の利用時間が30分以上の場合は3,500円、そうでない場合は2,500円を上限に助成します。
記入例の場合は、7～22時の45分と22～翌7時の30分を合算すると1時間を超え、
22時～翌7時の利用時間が30分以上のため、この1時間の助成上限金額は3,500円です。

区HP（注意事項・よくある質問）▶



※2 保育利用料以外に充当できる割引を使用した場合は、割引が保育利用料以外に充当できることが分かるものを添付すること。